

障がい者 福祉のしおり



この冊子は、各ページに印字している QR コードをスマートフォン等で読み取っていただくことで、音声にてご案内をお聞きいただくことができます。

- ① QR コードをスマートフォン等で読み取る
- ② 再生ボタンを押す

お話しする速度を速くしたり、ゆっくりしたりすることが可能です。また、声の種類も変更が可能です。

(QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

諏 訪 市

令和6年4月

ふくし さーびす りょう みなさま
福祉サービスをご利用になる皆様



ふくし さーびす りょう 福祉サービスのご利用について

へいそ
平素より、す わ し ふくし りょう せい
諏訪市福祉行政にご理解、ご協力（きょうりょく）を賜（たまわ）り感謝（かんしゃ）申し上げ
ます。

さて、しんたい りょういく せいしん しょうがいしゃてちょう しゅとく
身体、療育、精神の障害者手帳（しゅとく）を取得（かくしゅ）しますと、かくしゅふくし
各種福祉
さーびす りょう
サービス（さーびす）が利用できるようになります。

りょう
ご利用にあたりましては、じぜんしんせい ひつよう ふくし さーびす
事前（じぜん）申請（しんせい）が必要な福祉サービス（ひつよう）もありま
す。

しんせいしょうひつようしゅるい ていしゅつ
申請書（しんせいしょう）等必要書類（ひつようしゅるい）を提出（ていしゅつ）していただき、しきゅうけつてい のち ふくし
支給決定（しきゅうけつてい）された後（のち）、福祉
さーびす
サービス（さーびす）をご利用（ご利用）いただけます。

ふくし さーびす りょう ばあい じぜん そうたん
福祉サービス（ふくし さーびす）を利用（りよう）されたい場合は、事前（じぜん）にご相談（そうたん）ください。

ようぐこうにゅうご しんせいとう じ ごしんせい う
なお、用具購入（ようぐこうにゅうご）後の申請（しんせい）等の事後（じご）申請（しんせい）は受けかねますので、ご承知（しょうち）お
きください。

す わ し しゃかいふくしか しょう ふくしがかり
諏訪市 社会福祉課 障がい福祉係

でん わ
電 話 0266-52-4141

ないせん
（内線232・233・235）

F A X 0266-53-6073

目 次

1 障害者手帳の交付

- 身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 1

2 手 当 等

- 特別障害者手当 2
- 障害児福祉手当 2
- 重度心身障害者福祉手当 3
- 特別児童扶養手当 3
- 児童扶養手当 4
- 心身障害者扶養共済 5

3 年 金 等

- 障害基礎年金 6
- 障害厚生年金及び障害手当金 7
- 特別障害給付金 7

4 税 金

- 所得税、住民税に関する障害者の控除【障害者控除】【医療費控除】 9
- 少額貯蓄の利子等の非課税 10
- 相続税に関する障害者控除 10
- 自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割) 11
- 軽自動車税(種別割) 15

5 医 療

- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療） 17
- 医療費が高額になったとき 19
- 難病についてのご相談は 20
- 福祉医療費給付制度 21

6 公共料金等の割引

- NHK受信料の免除を受けるには 22
- 無料電話番号案内（ふれあい案内） 23
- FAXによるサービス 23
- 電話お願い手帳 24
- 携帯電話の割引サービス 24

7 公共交通機関等の割引

- 鉄道運賃の割引 25
- バス運賃の割引 26
- タクシー運賃の割引 27
- 航空旅客運賃の割引 27
- 駐車禁止規制の適用除外を受けるには 28
- 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引 29



8 補装具の制度

- 補装具の交付・修理・貸与を受けるには 30
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業 31

9 諏訪市地域生活支援事業（市独自の事業）

- 日常生活用具給付事業 32
- コミュニケーション支援事業 33
- 移動支援事業 33
- 地域活動支援センター事業（障がい者デイサービス） 33
- 成年後見制度利用支援事業 33
- 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業 33
- 身体障害者用自動車改造費助成事業 34
- 身体障害者住宅整備助成事業 34
- 心身障がい児（者）日中一時支援事業 34
- 重度身体障害者訪問入浴サービス事業 34
- 障がい者配食サービス事業 34

10 その他

- 重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業 35
- 重度心身障害者（児）家庭介護者慰労金 35
- 補助犬飼育助成事業 36
- 在宅重度障がい者紙おむつ購入費用助成事業 36
- 障がい者通所施設通所費補助事業 36
- 災害時要援護者リスト登録 37
- 公共施設の割引 37
- 高齢者等ごみ出し支援事業 38
- 諏訪市燃やすごみ指定袋支給事業 39
- ワクチン接種に関する助成 39
- ヘルプマーク・ヘルプカード配布事業 40
- 信州パーキング・パーミット制度 41
- 郵便等による不在者投票について 43
- 個人番号の確認方法 44
- お問合わせ・相談窓口 45
- 精神自助グループ・家族会 47

1 障害者手帳の交付



●身体障害者手帳

内 容	身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。手帳の等級は、障がいの程度により、1 級から 6 級までの区分があります。申請から交付までに 2 か月ほどかかります。
対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方
手続き	1 身体障害者手帳交付申請書（1 通） 2 指定医師による診断書・意見書（作成日から 2 か月以内のもの） 3 写真（縦 4cm×横 3cm／正面脱帽）（2 枚） 4 個人番号の確認できるもの（詳細は P.44 参照）

●療育手帳

内 容	療育手帳は、知的障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。手帳の等級は、障がいの程度により、A1、A2、B1、B2 に区分されます。申請から交付までに 1 か月ほどかかります。
対象者	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判断された方 知的障がい者とは発達期（概ね 18 歳まで）に知的機能の障がいがある方、日常生活に支障が生じているため特別な援助を必要とする状態にある方のことをいいます。
手続き	1 療育手帳交付申請書（1 通） 2 写真（縦 4cm×横 3cm／正面脱帽）（1 枚） 3 2 歳未満の方及び 18 歳以上の方は医師の診断書等が必要 4 個人番号の確認できるもの（詳細は P.44 参照）

●精神障害者保健福祉手帳

内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にある方が様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。手帳の等級は、障がいの程度により、1 級から 3 級に区分されます。申請から交付までに 2 か月ほどかかります。
対象者	精神疾患（知的障がいがある場合を除く）を有しているために、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。初診日から 6 か月以上経過していることが必要です。
手続き	1 障害者手帳申請書（1 通） 2 医師の診断書（初診日から 6 か月以上経過した時点のもの）又は障害年金証書等の写しと障がい等級を照会する同意書 3 写真（縦 4cm×横 3cm／正面脱帽）（1 枚） 4 個人番号の確認できるもの（詳細は P.44 参照）

窓口 社会福祉課 障がい福祉係（内線 232、233、235）

2 手当等

●特別障害者手当

(身体・知的・精神)

日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。

(対象となるご本人、配偶者や扶養義務者がいる場合は、その方の所得に応じて所得制限があります。)

【支給要件】

以下の場合には支給対象になりません。

- (1) 障害者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等に入所している方
- (2) 病院又は診療所等に 3 か月を超えて入院している方

※ グループホーム等をご利用の場合は対象となります。詳しくはお問い合わせください。

●障害児福祉手当

(身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児)

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20 歳未満)に支給されます。

(対象となるご本人、配偶者や扶養義務者がいる場合は、その方の所得に応じて所得制限があります。)

【支給要件】

以下の場合には支給対象になりません。

- (1) 障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき。
- (2) 障がい児入所施設などの施設に入所しているとき。

■ 手当の支給額

種 類	金 額
特別障害者手当	月額 28,840円
障害児福祉手当	月額 15,690円

(令和6年4月現在)

※ 2月、5月、8月、11月の年4回、支払月の前月までの分(3か月分)が支給されます。

窓口 社会福祉課 障がい福祉係(内線 232、233、235)



●重度心身障害者福祉手当

(身体・知的・精神)

在宅の重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、市から福祉手当が支給されます。

- ・身体障害者手帳・・・・・・・・・・1級・2級の交付を受けている方
- ・療育手帳・・・・・・・・・・A1・A2の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳・・・1級・2級の交付を受けている方

【支給条件】以下の条件をすべて満たす方

- ・諏訪市に3か月以上在住の方
- ・福祉施設及び病院に継続して3か月以上入所又は入院していない方
- ・障害児福祉手当・特別障害者手当を受けていない方
- ・本人の年金が障害基礎年金2級の額未満の方
- ・本人が非課税、配偶者が市民税所得割非課税の方

■ 重度心身障害者福祉手当の支給額

月額	5,000円
----	--------

※ 8月、12月、4月の年3回、支払月の前月までの分(4か月分)が支給されます。

窓口	社会福祉課	障がい福祉係(内線 232、233、235)
----	-------	------------------------

●特別児童扶養手当

(身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児)

重度もしくは中度の身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがある20歳未満の児童を監護している父もしくは母または養育者に支給されます。

※ 所得制限があります。

※ 次のような場合は、手当は支給されません。

①児童が

- イ、日本国内に住所がないとき
- ロ、障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき
- ハ、児童福祉施設に入所しているとき

②父、母または養育者が

- イ、日本国内に住所がないとき

■ 特別児童扶養手当の支給額

1級該当児童1人につき	月額 55,350円
2級該当児童1人につき	月額 36,860円

(令和6年4月現在)

※ 法律の規定により年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて、手当額が改定される場合があります。

※ 対象となる障がいの程度等については、次ページ記載の窓口までお問い合わせください。

●児童扶養手当

【ひとり親家庭の父母等】（身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児）

父母の離婚等により、ひとり親となった家庭等で、18歳到達の年度末までの児童（心身に中程度以上の障がいを有する場合は、20歳未満まで）を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父または養育者に支給されます。

【父または母が重度の障がいの状態にある児童】（身体・知的・精神）

児童の父が重度の障がいの状態にある場合、当該児童を監護する母または養育者に対して手当が支給されます。

児童の母が重度の障がいの状態にある場合、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父または養育者に対して手当が支給されます。

※ 所得制限があります。

※ 受給者または児童が公的年金等を受給している場合で、公的年金等の受給金額が児童扶養手当の手当額を下回っているときには、その差額分について児童扶養手当を支給します。

※ 児童が障害基礎年金の子の加算の対象になっている場合で、障害基礎年金の子の加算額が児童扶養手当の手当額を下回っているときには、その差額分について児童扶養手当を支給します。

■ 児童扶養手当の支給額（月額）

児童の数	全部支給	一部支給
1人	45,500円	所得額に応じ 45,490円～10,740円
2人	10,750円加算	所得額に応じ 10,740円～5,380円加算
3人以降 (1人につき)	6,450円加算	所得額に応じ 6,440円～3,230円加算

（令和6年4月現在）

※ 法律の規定により年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて、手当額が改定される場合があります。

※ 対象となる障がいの程度等については、下記窓口までお問い合わせください。

窓口 こども課 子育て支援係（内線 445）



●心身障害者扶養共済

(身体・知的・精神)

心身障がい者を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡したり著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。1人の心身障がい者につき2口まで加入できます。加入者が他の都道府県などに転出されても転出先での手続きにより継続されます。掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

加 入 対 象 者	障がいのある方（次の障がいのある方の範囲）を扶養している保護者（父母、配偶者など）で次のすべての要件を満たしているもの。 (1) 県内に住所があること。 (2) 年齢（毎年4月1日における）が65歳未満であること。 (3) 特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。 (4) 障がいのある方1人に対し加入できる保護者は1人であること。
	(1) 知的障がい者 (2) 身体障がい者（1級～3級） (3) 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、(1)(2)と同程度の障がいと認められるもの（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）
掛 金	・加入時の年齢により段階があります。（1口月額9,300円～23,300円） （加入者が65歳以上かつ20年以上加入したときはその後の掛金が免除されます。また、掛金の納付が困難な方には掛金の減免を行っています。）
年金等の 給 付	(1) 加入者が死亡し、又は著しい障がいを有する状態となったとき、加入者が扶養していた心身障がい者に月額1口20,000円の年金を支給します。 （月額2口まで） (2) 加入期間が1年以上で、障がい者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じて1口50,000円～250,000円の弔慰金（一時金）を支給します。 (3) 5年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて1口75,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。

窓口 社会福祉課 障がい福祉係（内線232、233、235）
諏訪保健福祉事務所（合同庁舎、Tel0266-53-6000）

3 年金等

●障害年金

20歳以上で一定の障がいの状態にある方に年金を支給します。保険料を一定期間以上納めている必要があり、また、原則として65歳到達前に請求が必要です。基本的に、障がいの原因となった病気やけがの初診日から、1年6か月経過した時点、又はその期間内に治った時点（症状が固定した場合を含む）で認定となります。

なお、20歳前に一定の障がいの状態になった方は、20歳になると請求することができます。

●障害基礎年金

次の要件をすべて満たす人に支給されます。

(1)初診日に関する要件

初診日において次のア又はイに該当すること。

ア 国民年金の被保険者であること

イ 20歳前または被保険者であった者であって日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は除きます。

(2)障害認定日に関する要件

障害認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内に治った日（症状が固定した場合を含む）において、その傷病により国民年金法施行令別表で定める1級又は2級の障がいの状態に該当すること。

(3)保険料納付要件

初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるものについては、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上あること。

または、初診日が令和8年（2026年）4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと（初診日において65歳以上の者は除く）。

ただし、20歳前の初診日にかかる障がいについては、上記（3）の要件に該当しなくても20歳以降に一定以上の障がいの状態にあれば支給されます。

※ 障害認定日において一定以上の障がいの状態にない人が、事後において該当することになった場合にも支給されます。ただし、65歳に達する日の前日までに障がい等級に該当する程度の障がいの状態に至った人に限ります。



●障害厚生年金及び障害手当金

次の要件をすべて満たすものに支給されます。

- (1) 厚生年金加入中に障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- (2) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金又は共済組合の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。

ただし、初診日が令和8年（2026年）4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと（初診日において65歳以上の者は除く）。

- (3) 障害認定日において、その傷病により国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障がいの状態に該当すること。

※ 障害認定日において、一定以上の障がいの状態にない人が事後において一定以上の障がい状態になった場合にも支給されます。ただし、65歳に達する日の前日までにおいて障がい等級に該当する程度の障がいの状態に至った人に限ります。

※初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った時には障害手当金（一時金）が支給されます。

●特別障害給付金

【制度の概要】

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として創設されました。

次のいずれかに該当する者であって、障害基礎年金等を受ける権利を有していない人に支給されます。

- (1) 昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であり、かつ、任意加入していない者であって、その傷病により現に障害基礎年金1級、2級相当に該当する程度の障がいの状態にあること。
- (2) 平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時国民年金任意加入対象者であった学生であって、その傷病により現に障害基礎年金1級、2級相当に該当する程度の障がいの状態にあること。（国民年金任意加入であった学生とは、大学、大学院、短大、高等学校及び高等専門学校の昼間部に在学していた学生で定時制、夜間部、通信制の学生を除く。また、昭和61年4月から平成3年3月までは専修学校及び一部の各種学校を含む。）

（注）原則として65歳に達する日の前日までにおいて当該障がい等級に該当する程度の障がいの状態に至った人に限ります。

※ 所得の額などによる支給制限があります。

窓口・問合わせ先

障害基礎年金と特別障害給付金

市民課 市民窓口係（1階5番窓口、内線119）

住所地を管轄する年金事務所

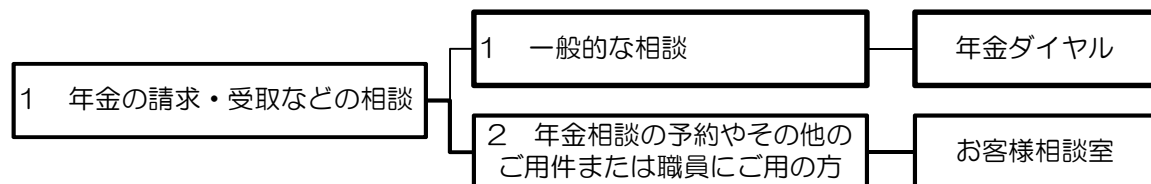
障害厚生年金

勤務先を管轄する年金事務所、各共済組合

☆ 年金事務所等一覧表

名 称	〒	所 在 地	電 話
長野南年金事務所	380-8677	長野市岡田町 126-10	(代)026-227-1284
長野北年金事務所	381-8558	長野市吉田 3-6-15	(代)026-244-4100
岡谷年金事務所	394-8665	岡谷市中央町 1-8-7	(代)0266-23-3661
伊那年金事務所	396-8601	伊那市山寺 1499-3	(代)0265-76-2301
飯田年金事務所	395-8655	飯田市宮の前 4381-3	(代)0265-22-3641
松本年金事務所	390-8702	松本市鎌田 2-8-37	(代)0263-31-5150
小諸年金事務所	384-8605	小諸市田町 2-3-5	(代)0267-22-1080

※ 障害年金に関する問合せはお客様相談室で受付しています。自動音声案内に従って番号を押してください。ご案内の途中で番号を押すときは、1 番を押したあと、少し時間を空けてから2 番を押してください。



※ 1 番を押してください。

※ 2 番を押してください。

4 税 金



●所得税、住民税に関する障害者の控除

(身体・知的・精神)

【障害者控除】

納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が税法上の障がい者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

サラリーマンなどの方は年末調整の際に、勤務先の給与担当者にご確認ください。自営業などの方は確定申告や市・県民税申告の際に、申告書に必要事項を記入することにより、控除を受けることができます。

また、介護保険法上の要介護（要支援）被保険者も障害者控除の対象になる場合があります。

詳細は、社会福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。（認定書の発行は2月以降になります。）

【医療費控除】

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った一定額以上の医療費は、所得控除を受けることができます。

（計算式）

1 年間に支払った医療費-保険金等で補てんされる金額-※総所得金額等の 5%

※総所得金額等が 200 万円以上の場合は 10 万円となります。

*控除限度額 200 万円

診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります。

ア 寝たきりとなった者が使用するおむつで、その治療上必要と医師が証明する場合（**おむつ証明書**が必要です）のおむつに係る費用（紙おむつの購入費用及び貸おむつの賃借料）

イ 介護保険制度の下で、介護サービス事業者から要介護者又は要支援者が提供を受ける居宅サービスや介護予防サービスの対価のうち、療養上の世話の対価に相当する部分の費用（**医療費控除対象額の明記された領収書**が必要です。）

※詳しくは介護サービス事業者にご確認ください。

窓口 所得税 諏訪税務署（Tel0266-52-1390）

市・県民税（住民税） 税務課 市民税係（1階8番窓口 内線 131 132 133）

●少額貯蓄の利子等の非課税

(身体・知的・精神)

銀行などの預貯金、公債等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

利用できる方	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方 ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている方等
非課税貯蓄限度額	350万円

窓口 ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社等の金融機関

●相続税に関する障害者控除

(身体・知的・精神)

相続人が85歳未満の障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

窓口 諏訪税務署 (Tel0266-52-1390)





●自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免

（身体・知的・精神）

下表及び別表の障がい等級に該当する場合、自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）が減免されます。

ただし、障がいのある方が、入院や施設に入所されているなど、障がいのある方のために自動車を使用していない場合は減免の対象になりません。

区 分	納税義務者	運転者	使用等の条件
18 歳以上の身体障がい者	本人	本人	身体障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	身体障がい者のために専ら同一生計者が運転するもの※1
	本人（障がい者のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	身体障がい者のために専ら日常的介護者が運転するもの※2
18 歳未満の身体障がい者	本人又は同一生計者	同一生計者	身体障がい者のために専ら同一生計者が運転するもの※1
知的障がい者	本人又は同一生計者	本人	知的障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	知的障がい者のために専ら同一生計者が運転するもの※1
	本人（障がい者のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	知的障がい者のために専ら日常的介護者が運転するもの※2
精神障がい者	本人又は同一生計者	本人	精神障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	精神障がい者のために専ら同一生計者が運転するもの※1
	本人（障がい者のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	精神障がい者のために専ら日常的介護者が運転するもの※2
減免台数	減免台数は、障がい者一人につき自家用の自動車（軽自動車含む）1 台に限ります。		
減免税額	○自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割） 250 万円×税率を上限に減免されます。（税率 3% の場合は 75,000 円、2% の場合は 50,000 円、1% の場合は 25,000 円） ○自動車税（種別割） 45,000 円を上限に減免されます。 （注）グリーン化税制の適用を受ける自動車の場合の限度額は、次のようになります。 15% 増額車=51,700 円 75% 減額車=11,500 円 50% 減額車 22,500 円		

申請書類等	・減免申請書(用紙は県税事務所にあります。) ・障害者手帳(原本) ・自動車検査証(電子車検証または車検証の原本またはコピー) ・運転する方の運転免許証(原本または表面と裏面のコピー) ・納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード ・納税義務者の通帳等口座振込先を確認できるもの(還付金が見込まれる場合。) ・同一生計証明書(納税義務者または運転者が同一生計者の場合。市町村福祉部署で発行。) ・日常的介護者の証明書(運転者が日常的介護者の場合。市町村福祉部署で発行。) ・窓口での申請のほか、郵送での申請やながの電子申請サービスを利用した電子申請も可能です。詳しくは、長野県南信県税事務所諏訪事務所または長野県庁税務課までお問い合わせください。
減免申請の期限	○自動車税(種別割) ・4月1日午前0時現在で、要件を既に満たしている場合は、当該年度の自動車税(種別割)の納期限まで ・年度の途中で、要件を満たすようになった場合は、その日から30日以内(手帳交付、自動車取得など) ※ 期限を過ぎて申請があった場合は、申請日の属する月の翌月から月割りで減免になります。 ○自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割) 車両登録の日から30日以内 ※ 30日を過ぎて申請があった場合は、減免になりません。

※1 手帳をお持ちの方の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障がいのある方と生計を同一にする方が運転する場合

※2 手帳をお持ちの方だけの世帯又は運転免許をお持ちの方がいない世帯で、手帳をお持ちの方の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、手帳をお持ちの方を日常的に介護される方が運転する場合



(別表) 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割) 障がい等級要件

項 目		障がい等級	
		障がい者ご本人の運転	同一生計者又は日常的介護者の運転
身体障害者手帳	視 覚 障 が い	1 級 2 級 3 級 4 級	同 左
	聴 覚 障 が い	2 級 3 級	同 左
	平 衡 機 能 障 が い	3 級	同 左
	音 声 機 能 障 が い	3 級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)	—
	上 肢 不 自 由	1 級 2 級	同 左
	下 肢 不 自 由	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級	1 級 2 級 3 級
	体 幹 不 自 由	1 級 2 級 3 級 5 級	1 級 2 級 3 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級 2 級
		移動機能	1 級 2 級 3 級 5 級 6 級
	心 臓 機 能 障 が い	1 級 3 級	同 左
	じん臓機能障がい	1 級 3 級	同 左
	呼吸器機能障がい	1 級 3 級	同 左
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1 級 3 級	同 左
	小腸の機能障がい	1 級 3 級	同 左
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1 級 2 級 3 級	同 左
	肝 臓 機 能 障 が い	1 級 2 級 3 級	同 左
療育手帳		総合判定A	同 左
精神障害者保健福祉手帳		1 級	同 左

※ 合併障がいの場合は、それぞれ個別の障がいについて、上記障がい等級で判定することになります。

詳しくは長野県南信県税事務所諏訪事務所又は長野県庁税務課までお問い合わせください。



自動車の買い替えについて（現在減免を受けている自動車を買替える場合について）

新たに取得した自動車及び既減免車の登録状況と減免の適用等については下表のとおりとなります。

新たに取得した自動車の取得形態		既減免車の 処分状況 (注1)	減免の対象となる自動車税		申請期限	申請窓口
			種別割	環境性能割 (注2)		
新車を取得 (新車新規登録)		抹消登録	減免	減免	ア自動車の登録時 イ自動車の登録日 から30日以内	ア自動車税分室 (注3) イ住所地を管轄する 県税事務所
		移転登録	翌年度から	減免		
中古車を取得 (中古新規登録)	環境性能割がかかる場合	抹消登録	減免	減免	ア自動車の登録時 イ既減免車の抹消登録日 または新規登録車の登録日のいずれか遅い日 から30日以内	住所地を管轄する 県税事務所
		移転登録	翌年度から	減免		
	環境性能割がかからない場合	抹消登録	減免	—	翌年度の納期限まで	住所地を管轄する 県税事務所
		移転登録	翌年度から	—		
中古車を取得 (移転登録)	環境性能割がかかる場合	抹消登録	翌年度から	減免	ア自動車の登録時 イ自動車の登録日 から30日以内	ア自動車税分室 (注3) イ住所地を管轄する 県税事務所
		移転登録	翌年度から	減免		
	環境性能割がかからない場合	抹消登録	翌年度から	—	翌年度の納期限まで	住所地を管轄する 県税事務所
		移転登録	翌年度から	—		

注1 既減免車が、新たに取得した自動車の登録日以前又は登録日から1ヶ月以内に処分（抹消登録または移転登録）されている必要があります。

注2 既減免車が自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の減免を受けている場合は、既減免車の登録から1年を経過した後でないと、新たに取得した自動車の環境性能割の減免を受けることはできません。

注3 新たに取得する自動車の自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）を、自動車税分室において減免申請する場合は、申請時までに既減免車の抹消登録または移転登録がされている必要があります。

申請・お問合せ先

- ・長野県南信県税事務所 諏訪事務所（TEL0266-57-2905）

諏訪市上川1丁目1644-10 長野県諏訪合同庁舎3階

※自動車の登録と同時に申請する場合

- ・自動車税松本分室（TEL 0263-58-2980）

松本市平田東2丁目4-1 松本自動車共同ビル1階

- ・長野県庁総務部税務課自動車税係（TEL 026-235-7051）

長野市大字南長野字幅下692-2



●軽自動車税（種別割）の減免

４月１日現在に、障がい者本人が所有する車両で、下表に該当する場合、軽自動車税（種別割）が減免されます。（障がい者が１８歳未満又は知的・精神障がいをお持ちの場合は、同一生計者の所有でも減免の対象です。）

区 分		障がい等級		所有者 (名義人)
		本 人 運 転	同一生計者又は日常的 介護者の運転 ※	
身体 障 害 者 手 帳	視覚障がい	１級 ２級 ３級 ４級	１級 ２級 ３級 ４級	障 が い 者 本 人
	聴覚障がい	２級 ３級	２級 ３級	
	平衡機能障がい	３級	３級	
	音声機能障がい	３級(喉頭摘出による場合 に限る)	なし	
	上肢不自由	１級 ２級	１級 ２級	
	下肢不自由	１級 ２級 ３級 ４級 ５級 ６級	１級 ２級 ３級	
	体幹不自由	１級 ２級 ３級 ５級	１級 ２級 ３級	
	乳幼児期 以前の 非進行性 脳病変に よる運動 機能障がい	上肢機能	１級 ２級	
		移動機能	１級 ２級 ３級 ４級 ５級 ６級	
	心臓機能障がい	１級 ３級	１級 ３級	
	じん臓機能障がい	１級 ３級	１級 ３級	
	呼吸器機能障がい	１級 ３級	１級 ３級	
	ぼうこう又は直腸の 機能障がい	１級 ３級	１級 ３級	
	小腸の機能障がい	１級 ３級	１級 ３級	
	ヒト免疫不全ウイル スによる 免疫機能障がい	１級 ２級 ３級	１級 ２級 ３級	
	肝臓機能障がい	１級 ２級 ３級	１級 ２級 ３級	
療育手帳		A1 A2	A1 A2	障がい者本人 又は 同一生計者
精神障害者保健福祉手帳		１級	１級	

※ 障がい者の通院、通学、通勤又はその他日常生活のために使用する場合

- ・戦傷病手帳をお持ちの障がい程度については、諏訪市役所税務課へお問い合わせください。
- ・合併障がいの場合は、原則として個々の障がいの等級で判断しますが、区分が同じであれば総合の等級で判断します。
- ・減免は 1 台に限り（普通車を含む）、重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業による助成とは併用できません。

窓口 税務課 市民税係（軽自動車）（1 階 9 番窓口、内線 143）

5 医 療



●自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

更生医療・育成医療は、身体上の障がい除去、又は障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。更生医療は、身体障害者手帳を事前に取得し、手術の前に申請する必要があります。

精神通院医療は、精神疾患で通院する際に要する保健医療費の自己負担分を公費負担します。なお、自己負担は原則 10%で、所得と病気の状況により 1 か月あたりの負担上限額が設けられる場合があります。

更生医療

対 象	18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、長野県更生相談室で給付が必要と判定された方
内 容	指定医療機関において、障がい除去・軽減する手術等に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。
医療の種類	1 視覚障がい・・・角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術 など 2 聴覚障がい・・・人工内耳埋込み術、鼓室形成術、穿孔閉鎖術 など 3 音声言語等障がい・・・顎骨形成術、口蓋裂形成術、歯科矯正 など 4 肢体不自由・・・関節置換術、関節形成術、骨切り術 など 5 内部障がい・・・弁置換術、ペースメーカー植え込み術、人工透析、腎臓移植術、肝臓移植術、中心静脈栄養法、抗H I V療法、免疫調節療法など

育成医療

対 象	身体上に障がいがあり、そのまま放置すると将来一定の障がいを残すとみられる児童で、手術などの治療によって確実な治療効果が期待できる 18 歳未満の児童
内 容	手術などの治療により身体上の障がいが軽くなり、日常生活が容易にできるようになる児童が、指定医療機関において治療などを受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。
医療の種類	肢体不自由、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく障がい、心臓障がい（外科的治療）、腎臓障がい、小腸機能障がい、その他の内臓障がい、免疫機能障がいによるもの

精神通院医療

対 象	精神疾患により、精神科などに通院されている方
内 容	指定医療機関において、通院による診療、投薬などを受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。

＜費用負担月額＞

生活保護 世帯	市町村民税 非課税 収入≤80万	市町村民税 非課税 80万<収入	市町村民税 <3.3万 (所得割)	3.3万 ≤市町村民税 <23.5万 (所得割)	23.5万≤ 市町村民税 (所得割)
生活保護 自己負担 0円	低所得 1 自己負担 上限月額 2,500円	低所得 2 自己負担 上限月額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己 負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 医療保険の負担割合・負 担限度額
			(重度かつ 継続) 中間所得 1 自己負担 上限額 5,000円	(重度かつ 継続) 中間所得 2 自己負担 上限月額 10,000円	(重度かつ 継続) 一定所得以上 自己負担 上限月額 20,000円

重度かつ継続の対象者

①疾病、症状等から対象となる方

・更生医療、育成医療

じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能、肝臓機能（移植後の抗免疫療法のみ）
障がいの方

・精神通院医療

統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連
（依存症等）の方、または精神医療に一定以上の経験を有する医師が集中・継続的な治療
を要すると判断した方

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

・医療保険の多数該当の方（直近の1年間で高額な治療を継続して行い、国民健康保険
などの公的医療保険の「高額療養費」の支給を3回以上受けた方）



＜申請手続＞

必要なものをご確認のうえ申請ください。

手続に必要なもの	更生医療	育成医療	精神通院医療
自立支援医療費支給認定申請書	●	●	●
医師の診断書	●	●	●
被保険者証の写し	●	●	●
税務情報の閲覧及び提供に関する同意書	●	●	●
身体障害者手帳	●		
扶養親族に関する申告書		●	
特定疾病療養受領証の写し（人工透析実施者、後天性免疫不全症候群該当者）	●	●	
障害年金等の各種年金の金額がわかるもの	●		●
特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の金額がわかるもの			●
個人番号の確認できるもの	●	●	●

窓口 社会福祉課 障がい福祉係（内線 232、233、235）

【参考】

●医療費が高額になったとき

1 か月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額療養費」として支給されます。限度額は、70歳未満、70歳以上で異なり、また所得区分、合算方法も異なります。（加入の医療保険への申請になります。）

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」等

入院・高額な外来診療・高額な調剤等の窓口での支払いが限度額までとなります。

限度額は所得区分、年齢により異なります。

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」は加入の医療保険に事前申請し、交付を受けてください。

※マイナ保険証をご利用いただくと「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」がなくても窓口での支払いが限度額までとなります。この場合、医療保険への事前申請は必要ありません。

住民税非課税世帯の方は入院した時の食事代が軽減されます。（過去 1 年間に90日を超える入院をしている場合は、所得区分、年齢によりさらに軽減されますので、詳しくはご加入の医療保険へお問合わせください。）

「特定疾病療養受療証」

次のいずれかに該当する方は加入の医療保険に申請し、「特定疾病療養受療証」の交付を受けてください。

医療機関に提示すると窓口での支払いが1医療機関につき1か月1万円までとなります。
(※人工透析が必要な慢性腎不全の人で70歳未満の上位所得者は窓口での支払いが1か月2万円までとなります。)

- ・先天性血液凝固因子障がいの一部の人
- ・人工透析が必要な慢性腎不全の人
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の人

詳しくは、ご加入の医療保険にお問合わせください。

窓口 国民健康保険の方・後期高齢者医療制度の方

市民課 国保医療係（1階6・7番窓口、内線114・118）

全国健康保険協会の方 管轄の支部（勤務先の担当者）

健康保険組合の方 健康保険組合（勤務先の担当者）

●難病についてのご相談は

（難病患者等）

難病患者及びその家族に対し、難病に関する医療相談、生活相談など疾病に対する正しい理解やその支援について難病患者等及びその家族の相談を受けます。

窓口 難病相談・支援センター（TEL 0263-34-6587）

諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課（合同庁舎）



●福祉医療費給付制度

障がいのある方が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します。

対象者

資 格 要 件		給付される医療の対象
特別児童扶養手当 1 級、2 級の受給該当者		外来・入院（食事療養費）
身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級の該当者 （65 歳以上の方は、4 級でも該当になる場合があります）		
療育手帳 A 1、A 2、B 1 の該当者		
障害年金の受給者のうち 【65 歳未満の方】 1 級 9、10、11 号の受給該当者 2 級 15、16、17 号の受給該当者（20 歳未満発症のみ） 【65 歳以上の方】 1 級、2 級の受給該当者		
精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の該当者		外来のみ（65 歳以上の方は入院も該当になります）
手 続	1 特別児童扶養手当の証書・身体障害者手帳・療育手帳・障害年金の証書・精神障害者保健福祉手帳 など 2 健康保険被保険者証 3 口座番号のわかるもの（通帳等） 4 来庁者の本人確認書類	

窓口 市民課 国保医療係（1 階 6 番窓口、内線 117）

6 公共料金等の割引

●NHK受信料の免除を受けるには

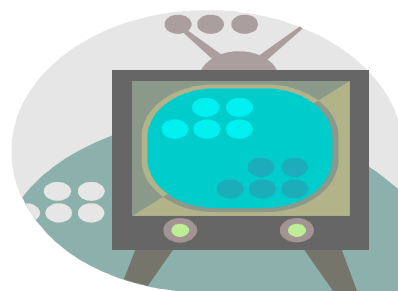
(身体・知的・精神)

次に該当する場合、放送受信料が全額または半額免除になります。

全額免除（障がい者の方を世帯構成員に有する場合）	
身体障がい者	世帯全員が市町村民税非課税の場合
知的障がい者	世帯全員が市町村民税非課税の場合
精神障がい者	世帯全員が市町村民税非課税の場合
半額免除（障がい者の方が世帯主で受信契約者の場合）	
身体障がい者	・視覚、聴覚障がい者 ・重度の身体障がい者（１級または２級）
知的障がい者	重度の知的障がい者（Ａ１）
精神障がい者	重度の精神障がい者（１級）

※ 免除対象になるか確認するために、申請時及び年に一度、該当者の情報を NHK に提供させていただきます。

窓口 NHKふれあいセンター（０５７０－０７７０７７）、
社会福祉課 障がい福祉係（内線 232、233、235）





●無料電話番号案内（ふれあい案内）

（身体・知的・精神・戦傷病）

電話番号が無料で案内されます。

利用できる方	ア 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方 ・視覚障がい（1～6級） ・肢体不自由者【上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい】（1、2級） ・聴覚障がい（2，3，4，6級） ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい（3，4級） イ 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方 ・視覚障がい（特別項症～第6項症） ・肢体不自由（上肢）（特別項症～第2項症） ・聴覚障がい（第2項症、第4項症） ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい（第1項症、第2項症、第4項症） ウ 療育手帳をお持ちの方 エ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
申込の方法	下記の連絡先にお問い合わせください。

ふれあい案内事務局（NTT 東日本、NTT 西日本）

電話番号 フリーダイヤル 0120-104174（全国共通）

FAX フリーダイヤル 0120-104134（全国共通）

受付時間：9:00～17:00（土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く）

●FAXによるサービス

（身体【聴覚】）

下記サービスのFAX通話料が無料となります。

FAXによるサービス及び内容	FAX 番号	受付時間
<NTTふれあいファクス> 電話の移転、ご注文、故障などのご相談をはじめ、サービスのお問い合わせ等、NTT東日本へのご相談をFAXでお受けします。	東日本エリア 0120-700133	9:00～21:00
〔NTT FAX104番〕 電話・FAX番号のお問い合わせをFAXでお受けします。	全国共通 0120-000104	24時間 （年中無休）
〔NTT FAX 115番〕 電報のお申込みをFAXでお受けします。	全国共通 0120-789379	9:00～17:00

●電話お願い手帳

(身体【聴覚】)

耳や言葉が不自由な方に、外出先で周囲の方に何かを尋ねたり、お願いしたりする際に利用していただく「電話お願い手帳 Web 版」と「電話お願い手帳アプリ版」を無料でご利用いただけます。

＜Web 版＞「電話お願い手帳」と検索し、ご利用ください。

＜アプリ版＞

Android	Google play™から「電話お願い手帳」と検索・ダウンロードし、ご利用ください。
ios	App Store から「電話お願い手帳」と検索・ダウンロードし、ご利用ください。

お問い合わせ先	NTT 東日本長野支店 総務広報担当 電話 026-225-2037 FAX 026-225-4484
---------	--

●携帯電話の割引サービス

(身体・知的・精神)

携帯電話各社で割引サービス等を行っています。サービスの内容は随時変わりますので、最新の情報は、各社へお問い合わせください。

- | |
|--|
| ★ ドコモのホームページ (http://www.nttdocomo.co.jp/)
ドコモの携帯から(局番なし) 151 一般電話など 0120-800-000 |
| ★ auのホームページ (http://www.au.kddi.com/)
auの携帯から(局番なし) 157 一般電話など 0077-7-111 |
| ★ ソフトバンクのホームページ (https://www.softbank.jp)
ソフトバンクの携帯から(局番なし) 157 一般電話など 0800-919-0157 |



7 公共交通機関等の割引



●鉄道運賃の割引

(身体・知的)

対 象 者	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者 介 護 者	第2種身体障がい者 第2種知的障がい者	知的障がい児者施設 肢体不自由児施設 等 の 入 所 児 者
普 通 乗 車 券	単独又は介護者とともに乗車する場合 (単独の場合、片道営業距離数が100 kmを超える区間)	単独で乗車する場合 (片道営業距離数が100 kmを超える区間)	単独又は介護者とともに乗車する場合
定 期 乗 車 券	介護者とともに乗車する場合 (12歳未満の障がい者の場合、介護者のみが対象)	—	—
回 数 乗 車 券	介護者とともに乗車する場合	—	—
普 通 急 行 券	介護者とともに乗車する場合	—	—
割 引 率	50%		
手 続	みどりの窓口又は話せる指定席券売機で駅員等に手帳を提示し、口頭又は申込書をもって割引乗車券を購入してください。 大人の第1種障がい者及びその介護者が片道100 km以内の普通片道乗車券を購入する場合は、自動券売機で購入した小人用乗車券でも乗車することができます。 列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。		指定救護施設の代表者が発行する割引証をみどりの窓口で提示し、割引乗車券を購入してください。

※ 上記については、JR 各社の経営する鉄道等に適用となりますので、その他の民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。

利用できる方	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者
窓口	各駅の乗車券発売窓口
手続	手帳の提示または割引証の提出

※しなの鉄道(株)、上田電鉄(株)では、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、普通乗車券・定期乗車券等の5割割引を行っています。

●バス運賃の割引

(身体・知的・精神)

【アルピコ交通(株) (旧諏訪バス) TEL 7 2-7 1 4 1】

普通乗車券	5割引
定期券	3割引

【かりんちゃんバス アルピコ交通(株) TEL 7 2-7 1 4 1】

【スワンバス外回り線 諏訪交通(株) TEL 5 2-1 1 9 0】

【スワンバス内回り線 JRバス関東(株) TEL 2 7-8 6 7 3】

普通乗車券	5割引
-------	-----



定期乗車券、貸切バスについては、各会社へお問合わせください。

※ かりんちゃんバスの割引には、ミライロ ID が利用できます (下記囲み記事参照)。

※ 割引についての詳細は、各運行会社にお問合わせください。

窓口 乗車券発売窓口

手帳を乗車券発売窓口で提示し割引乗車券を購入するか、または手帳を運転手に提示し割引料金を支払ってください。

●「ミライロ ID」が一部サービスで利用できます

諏訪市では、令和3年11月22日より、一部のサービスについては、障がい者であることの確認方法として、障害者手帳アプリ (ミライロ ID) の提示でも可能となりました。

障害者手帳アプリ (ミライロ ID) の概要

株式会社ミライロが提供するアプリであり、お持ちの障害者手帳 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) をスマートフォンのアプリにご登録いただき、登録後の画面を公共施設等で提示することで障害者割引を受けることができるというものです (詳細は、ミライロ ID のホームページをご覧ください)。

障害者手帳アプリ (ミライロ ID) の提示でも可能なサービス (一部抜粋)

※利用方法、減免等詳細については、それぞれの担当課までお問い合わせください。

- ・確定申告障害者控除 (税務課市民税係)
- ・かりんちゃんバス運賃割引 (地域戦略・男女共同参画課地域戦略係)
- ・高島城 (観光課)
- ・諏訪市美術館、諏訪市博物館、諏訪市原田泰治美術館 (生涯学習課) 等



●タクシー運賃の割引

(身体・知的・精神)

タクシーの運賃が10%割引になります(時間制運賃を含む)。また、相乗りする場合及び対象者が乗車する区間について割引対象となる場合があります。詳しくは乗車するタクシー事業者にお問合せください。(ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は割引対象外です)

利用できる方	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者 精神障がいの方については、県内で未実施の事業所もあります。 ご乗車の際お尋ねください。
手続	乗車の際、運転手に手帳を提示してください。

※手帳を複数所持していても、割引の重複は出来ません。

※運転免許証返納者割引との重複は出来ません。



窓口 長野県タクシー協会、各タクシー会社

●航空旅客運賃の割引

(身体・知的・精神)

各航空会社が国内路線ごとに設定しています。

利用できる方	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者(1名) ・事業者によって取扱いが異なる場合もあります。ご利用の際お尋ねください。
手続	手帳を窓口にて提示してください。

窓口 各国内線の航空会社



●駐車禁止規制の適用除外を受けるには

(身体・知的・精神)

駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

手帳の障がい等級等交付要件がありますので、詳しくは申請者の住所地を管轄する警察署に必要書類（手帳、自動車検査証及び運転免許証の各写し）を持参し、申請してください。

窓口 諏訪警察署 TEL57-0110



●有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引

(身体・知的)

<次のとおり割引されます>

適用範囲	運転者が本人の場合	運転者が介護者の場合
利用できる者	すべての身体障がい者	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者
自動車の範囲	【自動車を特定し登録する場合】 自家用車/貨物自動車/特種用途自動車/二輪自動車 ※登録する自動車は1台に限ります 【自動車を特定せず登録する場合】 自家用車/貨物自動車/特種用途自動車/二輪自動車/レンタカー/借用自動車	【自動車を特定し登録する場合】 自家用車/貨物自動車/特種用途自動車/二輪自動車 ※登録する自動車は1台に限ります 【自動車を特定せず登録する場合】 自家用車/貨物自動車/特種用途自動車/二輪自動車/レンタカー/借用自動車/介護・福祉タクシー/一般タクシー/福祉有償運送車両
割引率	50%以内	
手続	あらかじめ諏訪市福祉事務所（社会福祉課障がい福祉係）において、手帳の所定の欄に自動車登録番号等の記載を受けてください。 料金所において、手帳を提示してください。	
必 書 要 類	① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 自動車検査証又は軽自動車届出済証 ③ 運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ） ④ ETCカード（障がい者本人名義のもの） ⑤ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書控え・証明書等） ※ この他に要件確認のために別途書類等が必要な場合もあります。	

※対象とならない自動車

- ・ 割賦購入(ローン)又は長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの。
- ・ 軽トラック

また、ETCご利用されている場合、オンライン申請（<https://www.expressway-discount.jp/>）も可能ですのでぜひご利用ください。ETCカードは名義人が障がい者本人様のもの1枚に限ります。

窓口 社会福祉課 障がい福祉係（内線 232、233、235）

有料道路 ETC 割引登録係（TEL：045-477-1233）（FAX：045-474-1110）

平日9時～17時まで

8 補装具

●補装具の交付・修理・貸与を受けるには

(身体、難病)

障がいのある方に対し、市長が補装具の購入、借受けまたは修理が必要と認めた場合、その費用が補装具費として支給されます。ただし、原則1割の定率負担があります(非課税世帯負担なし)。所得に応じて月当たりの上限額が設定されます。

※介護保険制度の給付が優先されます。

補助装具の種目	身体障がい児・者		備 考
	18 歳 未 満	18 歳 以 上	
義 肢	○	○	義手・義足
装 具	○	○	上肢、下肢、靴型、体幹
座 位 保 持 装 置	○	○	
視 覚 障 害 者 安 全 つ え	○	○	
義 眼	○	○	
眼 鏡	○	○	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡
補 聴 器	○	○	ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型
車 椅 子	○	○	
電 動 車 椅 子	○	○	重度の歩行困難者であって、これによらなければ歩行機能を代替できない者が対象
歩 行 器	○	○	
歩 行 補 助 つ え	○	○	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚杖、プラットホーム杖
座 位 保 持 椅 子	○		
起 立 保 持 具	○		
頭 部 保 持 具	○		
排 便 補 助 具	○		
重度障害者用 意思伝達装置	○	○	

※対象にならない方

- ・市町村民税所得割額が46万円以上の方が世帯にいる場合
- ・労災による障がいの方
- ・損害補償、自賠責法等が適用される場合
- ・医療保険により補装具を制作した場合
- ・介護保険の対象者(介護保険の福祉用具で個別の身体状況に対応できない場合を除く)
- ・申請前に装具の制作、修理を開始した場合



●軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

(障がい児)

利用できる方	以下に該当する市内在住の18歳未満の児童 ・聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外であること ・社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用が必要であると診断されていること。
助成額	助成額は、基準額または補聴器の購入等にかかった費用のいずれか低い額の3分の2以内の額となります。
手続	申請書、専門医の意見書及び見積書を窓口へ提出してください。

窓口 社会福祉課 障がい福祉係（内線 232、233、235）



9 諏訪市地域生活支援事業

●日常生活用具給付事業

重度障がい者、難病患者等に対し、それぞれの等級に応じて日常生活の便宜を図るために、日常生活支援用具（次の6種類）が給付されます。

介護・訓練 支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 例）特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児童のみ）、訓練用ベッド
自立生活 支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がい者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 例）入浴補助用具、便器（手すり）、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計などの、障がい者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 例）透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、パルスオキシメーター、視覚障害者用体温計・体重計
疎通・意思 支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 例）パーソナルコンピュータ、情報・通信支援用具、携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工咽頭、視覚障害者用ワープロ、人工内耳体外装置、埋込型人工鼻
排泄管理 支援用具	ストマ用装具などの障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 例）ストマ装具（ストマ用品、洗腸用具）、紙おむつ類、収尿器など
居宅生活動作 補助用具	障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

・給付の対象となる用具の要件は、次の3点すべてに合致するものです。

- ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
- ②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するもの。
- ③用具の製作、改良又は開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。

○原則1割の定率負担（非課税世帯負担なし）所得に応じて月当たりの上限額が設定されます。

○65歳以上の方（40歳以上64歳以下で介護認定のある方）は介護保険制度の給付が優先されます。）

（注）必ず事前に具体的な品目、利用者負担額等について、ご相談ください。



●コミュニケーション支援事業

- ① 視覚障がい者、聴覚障がい者、音声機能障がい者又は言語機能障がい者の方々に、代読代筆者、点訳者、音声訳者、手話通訳者及び要約筆記者等を市長が必要であると認めた場合、派遣します。緊急を要する場合を除いて必要とする日の7日前までに申請してください。利用料は無料です。
- ② 意思の疎通が困難な重度障がい者が入院した際、医療機関との円滑なコミュニケーションが取れるよう、指定事業所のヘルパーを派遣します。

●移動支援事業

屋外での移動が困難な個別支援を要する障がい者等に対し、公的機関、医療機関等に出向く場合、外出のための支援をします。

- ① 個別支援（障がい者等の外出時における個別のサービス）

屋外での移動が困難な障がい者が、公的機関や医療機関等に出向く場合等に外出のための支援を行います。

- ② グループ支援（複数の障がい者等の外出時におけるサービス）

※①、②について利用料の自己負担は1割です。（非課税世帯は負担なし）

- ③ 車両移送型支援（通常の交通機関を利用することが困難な、特別支援学校高等部在学者の寄宿舍の入退宿時における移送サービス）無料

・利用時間、回数等に制限があります。

●地域活動支援センター事業（障がい者デイサービスセンター）

総合福祉センター1階において、地域で雇用、就労が困難な原則65歳未満の在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

○利用料 利用者負担1割（非課税世帯負担なし）

●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方を保護するための制度です。選任された後見人が、本人の代わりに財産の管理や契約などの法律行為を行うことができます。成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、市が費用を助成します。

●身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得費の一部が助成されます。

助成金の額は自動車運転免許の取得に要した経費の3分の2の額とし、10万円が限度となります。必要書類等がありますので事前にご相談ください。自動車教習所における教習の申込後6か月以内に申請が必要です。

●身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がい者が自立した日常生活を送り、社会活動へ参加し、就労するために、障がい者ご本人が所有し、運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。（所得条件等があります。）

- ・自動車の走行装置の改造
- ・自動車の駆動装置の改造

助成金の額は一部改造に要する経費とし、1件当たり10万円が限度となります。必要書類等がありますので事前にご相談ください。自動車の改造をする日前20日以内に申請が必要です。

●身体障害者住宅整備助成事業

65歳未満の身体障がい者の方が常時使用する居間、浴室、トイレ等を改修し障がい者や介護者の負担を軽減し、生活環境を整えるために要する改修費用の一部を助成します。

（介護認定のある方は、介護保険の住宅改修が優先されます。）

利用者負担1割で、対象経費の9割の70万円を限度額とし助成します。障がい等級及び所得条件があり、事前申請（必要書類等）が必要です。

●心身障がい児（者）日中一時支援事業

心身障がい児（者）を家庭において一時的に介護できない場合等に、登録事業者（登録介護者）に介護サービスをお願いする際、年間300時間以内で助成します（食事代やおやつ代等は実費負担となります）。

●重度身体障害者訪問入浴サービス事業

自力又は家族の介助で入浴が困難な重度身体障がい者に、入浴車を利用して家庭において入浴できるサービスを提供します。（本人及び配偶者が市民税課税の場合は、1割負担があります。）

●障がい者配食サービス事業

食事の支度が困難な障がい者に対して、栄養バランスの取れた食事の提供を1日につき1食行い、1食当たりの費用の額から400円を補助するサービスです。

※本人及びその配偶者が市民税非課税である方が対象です。

窓口 社会福祉課 障がい福祉係（内線 232、233、235）

10 その他



●重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業

通常の交通機関利用が困難の在宅重度障がい者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、社会活動の範囲を広め、その世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的とします。

通常タクシー利用者

【対象者】

- ・身体障害者手帳・・・・・・・・・・1級、2級の交付を受けている方
- ・療育手帳・・・・・・・・・・A1、A2の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳・・・・・・1級、2級の交付を受けている方

【助成額】

- ・年間24回まで。
- ・1回の乗車につき（基本料金＋迎車料）補助

寝台タクシー利用者

【対象者】

以下の条件で、寝台タクシーを利用する必要がある市民税非課税世帯の方
（車いすタクシーは通常タクシー券で乗車してください）

- ・身体障害者手帳・・・・・・・・・・1級、2級の交付を受けている方
- ・介護保険の要介護度・・・・・・3、4、5の方

【助成額】

- ・年間24回まで。
- ・1回の乗車につき3,000円まで補助

＊施設入所者、自動車税種別割または軽自動車税種別割の減免を受けている人は、対象となりません。

＊利用できるタクシー会社は、諏訪地域に事業所を有する業者です。

●重度心身障害者（児）家庭介護者慰労金

常時複雑な介護を必要としている在宅重度心身障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、その方を家庭で常時介護している方に対し、慰労金を支給します。

【支給対象者】

次に該当する介護者

- ・特別障害者手当の支給を受けている者、又はこれと同程度以上の障害を有する3歳以上の者の介護者。
- ・介護の期間が6か月以上
- ・諏訪市寝たきり高齢者等家庭介護者慰労金を受給していない者

【支給額】

- ・年80,000円（12月支給）

●補助犬飼育助成事業

補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を利用している者に飼育費の一部を助成します。

●在宅重度障がい者紙おむつ購入費用助成事業

在宅の重度障がい者の紙おむつの購入費用を助成します。

【対象者】

諏訪市に住所を有し、療育手帳A1、A2の交付を受けた3歳以上で紙おむつを使用している方

以下のような他の事業で紙おむつの給付を受けている者は対象としません。

- ・諏訪市日常生活用具給付事業
- ・諏訪市家族介護用品援助事業
- ・特別支援教育就学奨励費

【助成額】

・月額3,000円上限。ただし、生活保護世帯または市民税非課税世帯で市長が認める場合は月額6,000円を上限とする。

●障がい者通所施設通所費補助事業

障がい者通所施設への通所に係る費用を補助します。

【対象者】

諏訪圏域にある次の施設に通所し、当該施設が行う送迎を利用していない方

- ・就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練を行う事業所。
- ・地域活動支援センター

【補助額】

- ・電車、バスによる通所（最も経済的かつ合理的な経路での通所に係る電車代、バス代の合計額。）1月当たり5,000円が上限。
- ・自家用車による通所（1月当たり10日以上通所した場合）
片道2km以上10km未満は2,000円、片道10km以上は3,000円
- ・バイクによる通所（1月当たり10日以上通所した場合）
片道2km以上10km未満は1,000円、片道10km以上は1,500円

窓口 社会福祉課 障がい福祉係（内線 232、233、235）



●災害時要援護者リスト登録

災害時に自分自身で避難することが難しく、周りの方の手助けが必要な人（災害時要援護者）は、リストへ登録し災害時に備えます。

- ① 要援護者は所定の様式に記入し、地区の担当民生委員へ提出
- ② 市が「要援護者リスト」を作成
- ③ 市から区・警察・消防・社会福祉協議会へリストを配布
- ④ 要援護者は地域支援者と日頃からコミュニケーションを図り、災害時に備える

【対象者】高齢者（要介護2～5、寝たきり、認知症、一人暮らし）

重度障がい者（身体障害者手帳 1 級、2 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級）

※いずれも在宅で生活している人

要援護者本人の備え

- 地域住民の方と日頃からコミュニケーションを図りましょう。
- 避難場所を知っていますか。家族との待ち合わせ場所を決めておきましょう。
- 家族や病院などへの連絡先・連絡方法はわかるようにしておきましょう。
- 介護用品、薬など必要品の確認と非常持ち出し袋は準備しておきましょう。
- 家の中の安全対策をしましょう。

窓口	社会福祉課	障がい福祉係（内線 232、233、235）
	高齢者福祉課	高齢者福祉係（内線 291、292、298）

●公共施設の割引

諏訪市の公共施設を利用する際、割引を受けることができます。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

【対象施設】

すわっこランド（個人定期券、回数券等）、諏訪市美術館、高島城など
詳細に関しましては、各施設にお問い合わせください。

窓口	すわっこランド	（TEL 0266-54-2626 FAX0266-54-2688）
	諏訪市美術館	（TEL 0266-52-1217 FAX0266-52-1217）
	高島城	（TEL 0266-53-1173 FAX0266-53-1173）

●高齢者等ごみ出し支援事業

高齢や障がい等の理由により地区ごみステーションへのごみ出しが困難な方を対象にごみの戸別収集を実施しています。

【対象者】

65 歳以上の高齢者のみの世帯のうち、次の該当する方を含む世帯

- ・要介護 2 以上の認定を受けた者
- ・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 4 ランク以上の者

身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、次に該当する方を含む世帯

- ・視覚障がい 1 級または 2 級
- ・上肢、下肢または体幹の機能障がい 1 級または 2 級
- ・呼吸器機能障がい 1 級

※いずれもごみステーションにごみを自力で排出することが困難で、親族または周辺の住民などから支援を受けられないことが条件となります。

【収集方法・収集品目・収集日】

○収集方法

玄関先に分別されて出されたごみの戸別収集

※下記の品目を収集日に一括収集します。

○収集品目

- ・燃やすごみ 45 リットル以下の青色の証紙付指定袋 2 袋まで
- ・資源物 (紙類、プラスチック類、金属類、カン、ビンなど)
45 リットル以下の市販の透明な袋 2 袋まで
(※大型可燃物、大型不燃物、処理困難物は除く)

○収集日

原則週 1 回の収集です。利用者の排出量や状況により収集頻度を決定します。

【利用料】

1 回の利用につき 100 円 (四半期ごとにとりまとめて納付書で納付)

【申請方法】

1 環境課に申請書を提出 (代理の方の申請も可)

○添付書類 介護保険証の写し、身体障害者手帳の写しなどの対象者となることがわかるもの

2 内容審査 (必要に応じて申請内容について、聞き取りや状況調査を行います)

3 収集決定 (収集の開始日と収集日を通知します)

窓口 環境課 環境衛生係 (内線 211、212)



●諏訪市燃やすごみ指定袋支給事業

高齢や障がいをお持ちの方で、紙おむつを使用している方に諏訪市燃やすごみ指定袋を支給します。

【対象者】

諏訪市内に住所を有し、かつ在宅で生活し、紙おむつを使用している者のうち、以下のいずれかに該当する者

- ・要介護認定又は要支援認定を受けた者
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

【支給枚数】

一人5枚／月

【申請方法】

環境課に申請書を提出（代理の方の申請も可）

○添付書類

- ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている者
介護保険証の写し及び紙おむつの使用が確認できるもの
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
手帳の写し及び紙おむつの使用が確認できるもの

※ 「紙おむつの使用が確認できるもの」とは、紙おむつの領収書、レシート、医師等が発行した使用を証する書類（いずれも発行後6か月以内のもの）

窓口 環境課 環境衛生係（内線 211、212）

●ワクチン接種に関する助成

予防接種を受ける際に助成を受けることができます。

○インフルエンザ予防接種

【対象者】

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳 1 級相当の方）

○新型コロナウイルスワクチン接種

【対象者】

- ・ 65 歳以上の方

- ・60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳 1 級相当の方）

※今後の詳しい情報は、諏訪市ホームページや広報すわ等でお知らせします。

○肺炎球菌ワクチン予防接種

【対象者】

- ・満 65 歳の方
- ・60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳 1 級相当の方）

※詳しくは、下記窓口までお問い合わせください。

窓口 諏訪市健康推進課 （内線 591、592）

●ヘルプマーク・ヘルプカード配布事業

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としており、外見からは分からない方に対して援助が受けやすくなるようにヘルプマーク・ヘルプカードを作成して、普及に取り組んでいます。

【対象者】障がいを持つ方や妊婦の方などで、周囲の配慮が必要な方。

（障害者手帳の有無は対象要件ではありません。周囲の配慮が必要な方でしたら申請対象になります。）

窓口 社会福祉課 障がい福祉係（内線 232、233、235）



●信州パーキング・パーミット制度



1 制度の概要

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、長野県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

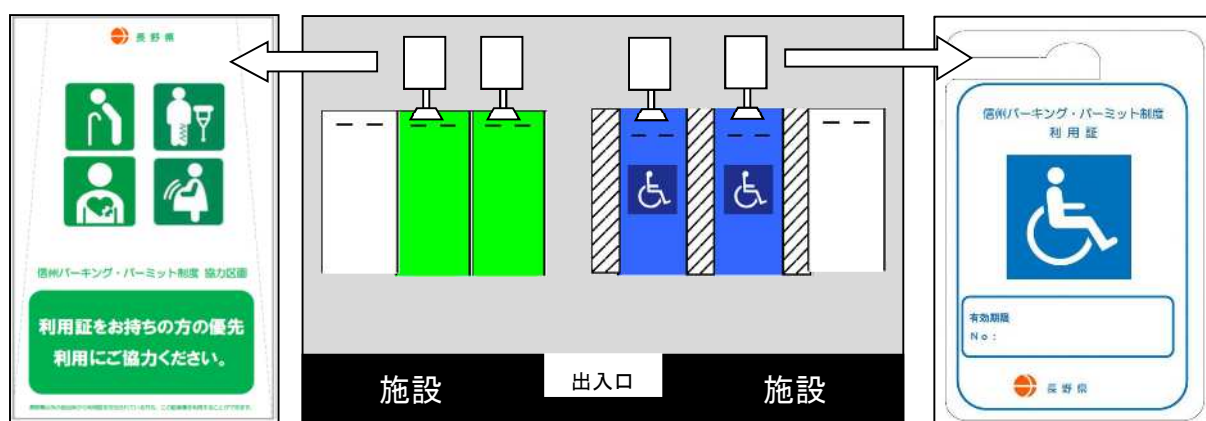
諏訪市では、社会福祉課及び健康推進課（保健センター）で交付しています。

2 利用できる駐車区画について

「信州パーキング・パーミット制度 協力区画」の案内表示がある協力施設の駐車区画で利用できます。

協力施設の情報は、県のホームページで確認することができます。

〈駐車区画と案内表示の設置例〉



障がい者等優先駐車区画
(通常幅の駐車区画)

原則として、利用証と同じ図柄の案内表示がある区画をご利用ください。

車いす使用者優先駐車区画
(幅広(3.5m 以上)の駐車区画)

3 利用証の掲示について

利用証は、ルームミラーやダッシュボードなどに掲示していただき、自動車の前方から確認できるようにしてください。

※利用証をルームミラーにかけたまま走行するのは危険ですので、絶対にしないでください。



利用証
掲示方法

ルームミラーやダッシュボードへ掲示してください。

4 使用上の注意点

- (1) この利用証は、申請者本人が運転または同乗する自動車を「信州パーキング・パーミット制度 協力区画」に駐車する場合に使用できます。他人に譲渡、貸与することはできません。
- (2) 目的外の使用が明らかになった場合には、利用証を返却して頂くことがあります。
- (3) 利用証があっても、必ず駐車できることを保証するものではありません。
- (4) お互いにゆずりあい、介助者がいるときや体調が良いときなどは、できるだけ一般駐車区画への駐車をお願いします。
- (5) 有効期間満了や障がい軽減などで、利用証が不要になったときは、申請窓口へ返却するかご自分で破棄してください。

5 利用証の有効期限について

利用証には有効期限が明記されていますので、必ずご確認ください。
有効期限の延長が必要な方は、忘れずに更新の申請を行ってください。

6 他府県での利用について

本県と同様の制度がある自治体では、長野県の利用証を掲示することで、各自治体の協力施設の駐車区画を利用することができます。

※利用証の相互利用が可能な自治体

岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

問合せ先

長野県健康福祉部地域福祉課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話：026-232-0053



郵便等による不在者投票について

身体に障がいがある等のため、投票所で投票することが困難な人で、下表のいずれかに該当する方は、郵便等により自宅などで不在者投票ができます。

なお、郵便等による不在者投票を行うためには、「郵便等投票証明書」の交付を受けるなど、事前に諏訪市選挙管理委員会へ申請する必要があります。

【対象者】

身体障害者手帳を交付されている人で、次の程度・区分に該当する方

	障がい名	障がいの程度		
		1 級	2 級	3 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい	○	—	○
	免疫、肝臓の機能障がい	○	○	○



詳しくは、諏訪市選挙管理委員会事務局
(諏訪市役所2階)までお問い合わせください。

〒392-8511

諏訪市高島1-22-30

電話 0266-52-4141 (内線341)

直通 0266-52-6046

●個人番号の確認方法

個人番号カードを持っている場合

番号確認と身元確認がカード1枚で可能です



個人番号カード（例）

個人番号カードを持っていない場合

通知カードに加えて、運転免許証やパスポート、障害者手帳等、顔写真の表示があるもの、いずれか1点の書類（①）が必要です。



通知カード（例）

個人番号カードと①を持っていない場合

通知カードに加えて、健康保険証や年金手帳など2点の書類が必要です。



窓口・ お問い合わせ先	内 容	住 所	電話（内線）・FAX
諏訪市役所			代表 52-4141
社会福祉課 障がい福祉係	手帳の交付、特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済、補装具、自立支援医療、NHKの割引、介護者慰労金、地域生活支援事業等	諏訪市高島 1 丁目 22-30	（内線 232、233、235） FAX53-6073
障がい者虐待 防止センター	障がい者の虐待相談		75-8152
まいさぼ諏訪市	就労や社会的自立を目指す が、自力では解決が困難な方		（内線 204、237）
こども課 子育て支援係	児童扶養手当、特別児童扶養 手当等		（内線 445）
すわ☆あゆみ ステーション	子育てに関する情報発信、相 談、支援活動等		（内線 441）
市民課 国保医療係	福祉医療費給付制度、（限度 額認定証等）		（内線 117）
市民課 市民窓口係	障害基礎年金、特別障害給付 金等		（内線 119）
税務課 市民税係	市・県民税（住民税）、障害 者控除、医療費控除、軽自動 車税の減免等		（内線 131、132、133）
諏訪圏域障がい者 総合支援センター オアシス	専門機関への紹介、年金・手 帳などの制度、各種サービス の案内、社会参加の促進等	諏訪市小和田 19 番 3 号 いきいき元気 館	54-7713（代表） 54-7363 FAX54-7723
諏訪圏域障害者 就業・生活支援 センター すわーく・らいふ	就職や職業生活に関わる相 談等	諏訪市大手 1 丁目 789-1	54-7013 FAX52-7585

長野県 諏訪合同庁舎			
諏訪保健福祉事務所 福祉課	難病、特定疾患、ウイルス 肝炎等	諏訪市上川 1-1644- 10	57-2911 FAX57-2963
諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課	精神障がいや難病等につい ての相談等		57-2927 FAX57-2953
長野県南信県税事務 所 諏訪事務所	自動車取得税、自動車税の 減免等		57-2905 FAX57-2962
諏訪児童相談所 (知的障害者更生相 談所)	発達や発育の遅れなどの総 合的な相談や療育手帳の判 定等	諏訪市大字 湖南 3248- 3	52-0056 FAX52-0057
諏訪公共職業安定所 (ハローワーク諏 訪)	就労	諏訪市上川 3-2503-1	58-8609 FAX58-6762

県精神保健福祉センター 電話 026-266-0280
(平日午前8:30~午後5:15)

長野いのちの電話 <長野>電話 026-223-4343
<松本>電話 0263-29-1414
(午前11:00~午後10:00)

電話 57-2927（平日午前8:30～午後5:15）



(1) アルコール依存症に関する自助グループ

①AA（アルコールリクス・アノニマス＝無名のアルコール依存症者の集まり）

名 称	連絡先	開催曜日	時間	会場
諏訪グループ	AA 関東甲信越 セントラルオフィス 03-5957-3506	毎週水 ・土	19:30～ 21:30	カリック 諏訪教会

②アラノン（アルコール依存症者の家族と友人の集まり）

名称	連絡先	開催曜日	時間	会場
諏訪グループ	日本アラノン本部 045-642-8777	毎週土	14:30～ 15:30	カリック 諏訪教会

③断酒のための当事者グループ（酒害者回復クラブ）

名称	連絡先	例会日	時間	会場
茅野酒害者 回復クラブ	諏訪中央病院 患者サポーター 72-1000	毎週火	19:00～	諏訪中央病院 第1会議室
下諏訪酒害者 回復クラブ	諏訪共立病院 相談室 28-2012	毎週木	19:00～ 20:00	諏訪共立病院 東館 2F 会議 室

(2) ギャンブル依存症者の家族・友人のための自助グループ（ギヤマノン）

グループ名	連絡先	開催曜日	時間	会場
諏訪	ギヤマノン日本 サービスオフィス FAX 03- 6659-4879	第1・2・ 4・5水、 第3火	19:30～ 21:00	岡谷総合 福祉センター 諏訪湖ハイッ

(3) ひきこもり家族会

名称（事務局）	連絡先	開催曜日	時間	会場
セイム・ハート ひきこもり 家族会	代表 090-2229-5689	【家族会】 第3日	13:00～ 15:00	諏訪湖 ハイッ

※2022 県精神保健福祉ハンドブックを参考に作成